

## 「臨時福祉給付金」について

平成26年4月から消費税率が8パーセントへ引き上げられたことに伴い、所得の低い方の負担を緩和するための措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。申請は早めにお願します。

### ■給付金の対象者

平成26年1月1日時点で松伏町に住居登録があり、平成26年度の町民税均等割が課税されていない方  
※ただし、町民税均等割が課税されている方の扶養等になっている方や、生活保護制度の被保護者などは対象外となります。

### ■給付金額

対象者1人につき1万円を給付します。  
また、給付対象者のうち、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者や、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者は5千円を加算します。  
※複数該当する場合でも5千円のみを加算となります。

### ■手続・申請方法など

給付対象者となる可能性のある方に対して申請書を送付します(6月末発送)。必要事項などを記入し、同封の返信用封筒に入れ送付してください。  
ただし、申請書が届いた方でも、所得条件などにより給付対象とならない場合があります。

申請期間	平成26年7月1日(火)～10月31日(金)
給付開始時期	平成26年8月以降を予定

※やむを得ない事情がある方は、申請を延長できる場合があります。

### ～「臨時給付金受付窓口・電話」のご案内～

「臨時福祉給付金」に関する専用の窓口及び電話を設置しています。  
給付金に関するお問合せについては、下記までお願いします。

■受付窓口／役場本庁舎1階環境経済課の隣 相談コーナー

■専用電話／048-991-1872

受付時間：午前9時～午後4時(土・日曜日、祝・休日を除く)

## 保健センターのお知らせ

問合せ／保健センター☎992-3170・4323

## 熱中症を予防しましょう

熱中症の予防には、「水分補給」と「暑さを避けること」が大切です。  
自分の体調の変化に気をつけるとともに、周囲の人にも気を配り、熱中症を防ぎましょう。

### ①高齢者は上手にエアコンを

節電中でも室内温度を測り、適切にエアコンを使いましょう。

### ②暑くなる日は要注意!

湿度が高いと、体からの汗の蒸発が妨げられ体温の上昇が加速してしまいます。  
猛暑の時は、エアコンの効いた室内など、早目に涼しいところに避難しましょう。

### ③水分・塩分こまめに補給

のどが渇く前に水分を補給しましょう。汗には塩分が含まれています。汗をかいたら水分とともに、塩分を含む飲料を飲みましょう。アルコールは体内の水分をだしてしまうので逆に危険です。  
(高血圧の方は、塩分のとりすぎに注意しましょう。)

### ④「おかしい!?!」と思ったら病院へ

熱中症は、めまい、頭痛、吐き気、倦怠感などの症状から、ひどい時には意識を失い、命が危険になることもあります。「おかしい」とと思ったら、涼しいところに避難し、医療機関に相談しましょう。

### ⑤周りの人にも気配りを

ご近所で声を掛け合うなど、周りの人の体調にも気を配りましょう。

